

4環第465号  
令和4年8月29日

愛媛県フロン等環境対策連絡協議会事務局 御中

愛媛県県民環境部長  
(公印省略)

第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の改正について（通知）  
日頃から、本県の環境行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項の規定に基づき「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）」が定められ、第一種特定製品の管理者に対して、当該製品の簡易・定期点検が義務付けられています。

今般、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を改正する件（令和4年経済産業省・環境省告示第9号）が別添のとおり、令和4年8月22日付けで公布及び施行され、漏えい又は故障等を常時監視するシステムのうち、一定の基準に適合するものを用いて、漏えい又は故障等を早急に発見するために必要な措置がとられている場合は、簡易点検の検査に代えることができることとなりました。

つきましては、引き続き貴協議会会員に御周知いただき、円滑な法施行に御協力いただきますようお願いいたします。

担当  
愛媛県県民環境部環境局  
環境政策課大気・環境評価係 神谷  
Tel 089-912-2347  
Fax 089-912-2344

